

国際モータースポーツ競技規則付則H項 2.10 セーフティカー運用手順
J A F 公認競技会における措置の変更

※下線部：変更箇所

改正案	現行
<p>2.10 セーフティカー運用手順</p> <p>2.10.1 (略)</p> <p>2.10.2</p> <p>セーフティカー手順を使用するサーキットは、20cm幅の実線で2本の「セーフティカーライン」をノンスキッドペイント（すべり止め効果のある塗料）でマーキングすること。当該ラインは、トラック、ピット入口ロードおよびピット出口ロードを端から端まで横切り、トラックのセンターラインに直角になるように、以下の位置に記される。</p> <p>－ 第1セーフティカーライン： ピットに進入しようとしている車両に、セーフティカーまたはトラック上を走行する他の競技車両の追い越しを許可するのが妥当と思われる位置。また、セーフティカーが介入終了時にピットに入った時に、競技車両がセーフティカーを追い越すことができる位置でもあること。</p> <p>－ 第2セーフティカーライン： ピットを離れようとする車両が、トラック上を走行している競技車両と同等の速度に加速すると思われる位置。従って、トラック上の車両は、このラインに到着する前であればピットを離れる他の車両を追い越すことができるが、ラインを超えてからの追い越しは許されない。</p> <p>－ 中間配置（インターメディアイト）セーフティカーライン（複数のセーフティカーを使用する場合）： セーフティカーの介入終了時に各セーフティカーの中間配置地点に戻ったと見なし、競技車両がセーフティカーを追い越すことができる位置。</p>	<p>2.10 セーフティカー運用手順</p> <p>2.10.1 (略)</p> <p>2.10.2</p> <p>セーフティカー手順を使用するサーキットは、20cm幅の実線で2本の「セーフティカーライン」をノンスキッドペイント（すべり止め効果のある塗料）でマーキングすること。当該ラインは、トラック、ピット入口ロードおよびピット出口ロードを端から端まで横切り、トラックのセンターラインに直角になるように、以下の位置に記される。</p> <p>－ 第1セーフティカーライン： ピットに進入しようとしている車両に、セーフティカーまたはトラック上を走行する他の競技車両の追い越しを許可するのが妥当と思われる位置。また、セーフティカーが介入終了時にピットに入った時に、競技車両がセーフティカーを追い越すことができる位置でもあること。</p> <p>－ 第2セーフティカーライン： ピットを離れようとする車両が、トラック上を走行している競技車両と同等の速度に加速すると思われる位置。従って、トラック上の車両は、このラインに到着する前であればピットを離れる他の車両を追い越すことができるが、ラインを超えてからの追い越しは許されない。</p> <p>－ 中間配置（インターメディアイト）セーフティカーライン（複数のセーフティカーを使用する場合）： セーフティカーの介入終了時に各セーフティカーの中間配置地点に戻ったと見なし、競技車両がセーフティカーを追い越すことができる位置。</p>

J A F公認競技会における措置：

J A F公認競技会においては、本項 2. 10. 2 の適用は行わない。
ただし、当該競技会に関連する競技規則（選手権規定、シリーズ統一規則、
競技会特別規則など）に明記することで適用することができる。

(中略)

2. 10. 10

その後、すべての競技車両はセーフティカーの後方に隊列を作って整列し、その隊列はセーフティカーから車両5台分の距離で続き、以下の例外を除いて、セーフティカーがピットレーンに戻った後車両がスタートライン（もしくは次の決勝レースの非競技化終了地点）に到達するまで追い越しは禁止される。

次の状況においては、追い越しが許される。

- － セーフティカーから合図された場合
- － 後述 2. 10. 18 の場合
- － ピットに進入する車両は、2. 10. 2 に規定される第1セーフティカーラインを超えた後、他の車両およびセーフティカーを追い越すことができる。（※1）
- － トラック上を走行する車両は、ピットを離れる車両が 2. 10. 2 に規定される第2セーフティカーラインを超えるまではピットを離れる車両を追い越すことができる。（※2）
- － トラック上の車両は、セーフティカーがピットレーンまたは各中間配置地点に戻る時、セーフティカーラインを通過すればセーフティカーを追い越すことができる。（※3）
- － セーフティカーがピットレーンを使用している間、指定されたガレージエリアに停車している車両を追い越すことができる。
- － 明らかに問題を抱えて車両がスローダウンしている場合。

J A F公認競技会における措置：

J A F公認競技会においては、本項 2. 9. 2 の適用は行わない。
ただし、国際格式競技については当該条項を適用することができる。
その際には、当該競技会に関連する競技規則（選手権規定、シリーズ
統一規則、競技会特別規則書など）に明記されなければならない。

(中略)

2. 10. 10

その後、すべての競技車両はセーフティカーの後方に隊列を作って整列し、その隊列はセーフティカーから車両5台分の距離で続き、以下の例外を除いて、セーフティカーがピットレーンに戻った後車両がスタートライン（もしくは次の決勝レースの非競技化終了地点）に到達するまで追い越しは禁止される。

次の状況においては、追い越しが許される。

- － セーフティカーから合図された場合
- － 後述 2. 10. 18 の場合
- － ピットに進入する車両は、2. 10. 2 に規定される第1セーフティカーラインを超えた後、他の車両およびセーフティカーを追い越すことができる。（※1）
- － トラック上を走行する車両は、ピットを離れる車両が 2. 10. 2 に規定される第2セーフティカーラインを超えるまではピットを離れる車両を追い越すことができる。（※2）
- － トラック上の車両は、セーフティカーがピットレーンまたは各中間配置地点に戻る時、セーフティカーラインを通過すればセーフティカーを追い越すことができる。（※3）
- － セーフティカーがピットレーンを使用している間、指定されたガレージエリアに停車している車両を追い越すことができる。
- － 明らかに問題を抱えて車両がスローダウンしている場合。

J A F 公認競技会における措置：

J A F 公認競技会においては前述の（※1）～（※3）については、これを適用しない。ただし、当該競技会に関連する競技規則（選手権規定、シリーズ統一規則、競技会特別規則など）に明記することで適用することができる。

(以下略)

以上

J A F 公認競技会における措置：

J A F 公認競技会においては前述の（※1）～（※3）については、これを適用しない。ただし、国際格式競技については当該条項を適用することができる。その際には、当該競技会に関連する競技規則（選手権規定、シリーズ統一規則、競技会特別規則書など）に明記されなくてはならない。

(以下略)

以上